

福井県食中毒等発生情報提供要領

第1 目的

この要領は、福井県（以下「県」という。）が県民に対し、食品や添加物を原因とする食中毒および健康被害（以下「食中毒等」という。）の発生情報や違反食品等の回収等の情報を提供することにより、その情報に基づき食品等事業者および消費者が自主的に食品等に対する衛生対策を講じるとともに、食中毒等の発生を未然に防止することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「食品」とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品および医薬部外品を除く。
- 2 「添加物」とは、食品の製造の過程においてまたは食品の加工もしくは保存の目的で、食品に添加、混和、湿潤その他の方法によって使用する物をいう。
- 3 「違反食品等」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める基準に適合しない食品、添加物および容器包装をいう。
- 4 「食品等事業者」とは、次の人または法人をいう。
 - （1）食品もしくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、もしくは販売することを営む人または法人
 - （2）器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人または法人
 - （3）学校、病院その他の施設において継続的に不特定もしくは多数の者に食品を供与する人または法人

第3 情報提供希望者

- 1 食中毒等の発生情報および違反食品等の回収等の情報の提供を希望する者（個人、法人および団体）は、あらかじめ、次項に基づき必要事項を登録しなければならない。
- 2 情報の提供を希望する者は、県のホームページに掲載してある登録申込書に次の事項を記入し、電子メールにより登録するものとする。
 - （1）氏名（法人・団体の場合には法人・団体の名称およびその代表者名）
 - （2）住所（地区名を選択）
 - （3）業種（分野を選択）
 - （4）メールアドレス（情報提供先）
- 3 登録申込ホームページアドレスは、<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/johoteikyo/johoteikyo.html> とする。
- 4 情報提供の登録後に情報の提供を希望しなくなった場合には、電子メールにより申し出るものとする。

第4 提供情報

- 1 提供する情報は、次のとおりとする。
 - （1）県が公表した食中毒等の事例および違反食品等の回収等の事例
 - （2）国および他の都道府県等から情報提供を受けた食中毒等の事例（県民に被害を受

けた場合に限る。)および違反食品等の回収等の事例(県内での流通が予想される場合に限る。)

- 2 提供する情報は、第3の1に規定する登録後の情報とする。

第5 提供方法

- 1 県は、情報の提供を希望する者に対して、電子メールにより提供する。
- 2 情報提供に要する費用は、無料とする。

附 則

1 施行期日

この要領は、平成17年3月24日から施行する。

2 適用

この要領の第4の1の規定により提供する情報は、この要領の施行後の情報とする。